

# 地域振興県土警察常任委員会資料

(平成25年11月27日)

- 年末年始における特別警戒取締りの実施について ..... 1  
(生活安全部生活安全企画課)
- 「高校生ボランティア・大学生サポーターサミット2013」  
の開催について ..... 2  
(生活安全部少年課)
- 紅葉期における交通事故防止キャンペーンの実施について ..... 4  
(交通部交通企画課)

警 察 本 部

## 年末年始における特別警戒取締りの実施について

平成25年11月27日  
警察本部  
(生活安全部生活安全企画課)

年末年始における各種事件・事故や雑踏事故の発生を抑止し、県民生活の安全と平穏を確保することを目的に実施します。

### 1 実施期間

平成25年12月1日(日)から平成26年1月5日(日)までの36日間

- (1) 第1期【広報啓発期間】 12月1日(日)から12月15日(日)までの間
  - 犯罪被害防止及び交通事故防止のための広報啓発活動を実施する。
  - 関係機関・団体との連携強化による事件・事故防止のための防犯指導等を実施する。
- (2) 第2期【重点警戒期間】 12月16日(月)から12月31日(火)までの間
  - 金融機関、コンビニエンスストア、深夜営業のスーパーマーケット等に対する立ち寄り警戒活動を強化する。
  - 防犯ボランティア等との連携強化によるパトロール活動、取締り等街頭活動を強化する。
- (3) 第3期【初詣等雑踏警戒期間】 1月1日(水)から1月5日(日)までの間
  - 初詣等に伴う雑踏事故防止活動を実施する。

### 2 県下一斉の活動

- (1) 年金支給日における被害防止広報 12月13日(金)

第1期「広報啓発期間」の12月13日(金)が年金支給日であることから、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺被害の未然防止を図るため、金融機関及び現金自動預払機(ATM)コーナー等の利用者に対する注意喚起等の被害防止広報を実施する。
- (2) 出動式の実施 12月16日(月)

第2期「重点警戒期間」の初日となる12月16日(月)に、警察本部及び全警察署において県下一斉に出動式を実施する。

### 3 広報啓発活動の推進

年末年始に増加する犯罪等の抑止を呼びかけるポスター、リーフレットを作製し、警察署、交番・駐在所、公民館等に配布して、広報啓発活動を実施する。

### 4 各警察署における主な取組

- 防犯講習、巡回連絡等による特殊詐欺等の被害防止広報を実施する。
- 防犯ボランティア、地域安全パトロール隊等と連携した合同パトロール、自転車の鍵掛け広報、点検を実施する。
- 金融機関、コンビニエンスストア等に対する重点警らをする。
- 繁華街・飲食店街における警戒取締りを実施する。
- 飲酒運転等の悪質交通違反取締り、高齢者に重点をおいた交通安全指導、初日の出暴走等に対する動向把握と取締りを実施する。
- 年末年始のイベント及び初詣等による雑踏事故防止を図る。

## 「高校生ボランティア・大学生サポーターサミット2013」の開催について

平成25年11月27日  
警 察 本 部  
(生活安全部少年課)

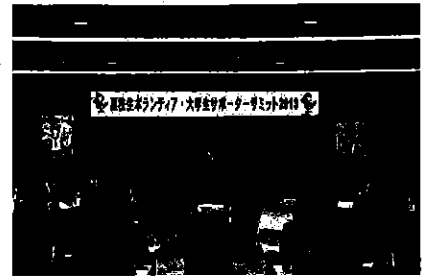
少年の非行防止等のボランティア活動に取り組む高校生ボランティアと大学生サポーターが、コミュニティサイトの利用により犯罪の被害者にも加害者にもならないため意見交換を行い、インターネットの危険性等を共通認識した防止対策を図ることを目的に開催した。

### 1 開催日時・場所

11月8日(金)午後2時から午後4時30分までの間  
鳥取県警察本部大会議室

### 2 出席者

- 高校生 25高校40人(教員25人)
- 大学生サポーター 2大学7人
- 警察～生活安全部長、少年課長等33人
- 教育委員会～高等学校課員等3人
- 知事部局～青少年・家庭課長等2人



【生活安全部長あいさつ】

### 3 会議状況

警察本部生活安全部長、県青少年・家庭課長の挨拶の後、

- 警察本部から、インターネット利用に起因する犯罪被害等の現状
- 高等学校を代表して鳥取東校から、携帯電話、スマートフォンの使い方や依存による弊害対策として、生徒会が実施している「友達とメールする時間を決めよう」「メールに頼らず直接話そう」等の提案及びキャンペーンなどの取り組みが報告された。

### 4 意見交換(テーマ「ネットトラブル～被害者にも加害者にもならないために～」)

- 危険性の認識
  - ・ 悪口や中傷の書き込みの、どこが犯罪になるのか分からない。
  - ・ 友達に連絡したラインの情報が、相手以外に拡散・流出することを知らない。
- 被害者にも加害者にもならない対策
  - ・ フィルタリングで犯罪の被害を防止する。
  - ・ スカイク等の掲示板に、安易に個人情報や出会いを求める記載はしないこと。
  - ・ メールは、書き込み表現によって、情報が正しく伝わらず、トラブルになることがあるので、友達の間では直接会話を行い、コミュニケーション能力を高める。



【意見交換の状況】

等、ネットトラブルの現状や使用に伴う危険性を再認識し、犯罪の被害・加害対策の推進等に関する活発な意見交換がなされた。

## 5 指導・助言事項

警察本部サイバー係員やインターネット教育推進員から、

- インターネットに書き込んだ情報は、永遠に消えず世界に拡散すること。
  - スマートフォンのセキュリティ対策は、最新のセキュリティソフトを導入すること。
  - 携帯電話・スマートフォンで撮影した写真を投稿することで、その写真から、個人情報や位置情報が判明するので、安易に載せないこと。
  - ソフトをダウンロードする場合は、利用規約を必ず読んで理解すること。
- 等、インターネット利用上の基本的注意事項が説明された。

## 6 今後の対策

- 学校、教育委員会、知事部局、携帯電話等事業者、警察が連携した違法・有害情報の遮断対策を一層推進する。
- コミュニティサイト等インターネットの危険性や対処方法を理解させる児童・生徒、保護者、教職員等に対する講習を一層推進する。

## 7 その他

サミットの開催結果を小冊子にして、県下全高等学校等に送付予定である。

## 紅葉期における交通事故防止キャンペーンの実施について

平成25年11月27日  
警 察 本 部  
(交通部交通企画課)

例年、11月以降は、交通事故が多発傾向にあることから、これを抑止するため、県民の交通安全意識の高揚と交通弱者の保護を中心とした紅葉期における交通事故防止キャンペーンを実施しているところであり、以下のとおり報告します。

### 1 実施期間

- (1) 準備期間 平成25年10月28日(月)から同11月7日(木)までの間
- (2) 実施期間 平成25年11月8日(金)から同12月9日(月)までの間

### 2 主な推進事項

#### (1) 高齢者に対する交通安全対策の推進

- 交通安全講習キャラバン活動を行っています。
- 移動販売事業者による高齢者交通安全サポート活動を行っています。

#### (2) 薄暮時における交通安全対策の実施

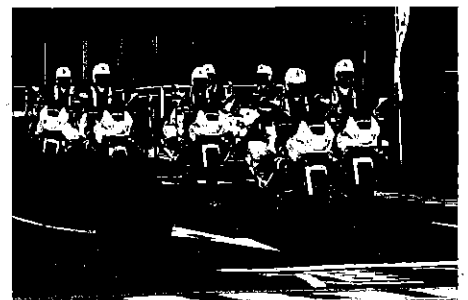
- 薄暮時間帯におけるライトの早期点灯に関する広報を行っています。
- 歩行者に対する夜間外出時における反射用品の着用について呼び掛けを行っています。



【出動式における部隊査閲状況】

#### (3) 幹線道路における交通安全対策の実施

- 幹線道路を中心としたレッド走行(赤色灯を点灯したパトロール)、最高速度違反、飲酒運転等の悪質違反に対する交通指導取締りを強化しています。



【県庁前交差点を進行する部隊】

#### (4) 通学路に対する交通安全対策の実施

- 通学路等における児童・生徒の保護活動の推進と交通指導取締りを強化しています。

#### (5) 改正道路交通法の周知の徹底

- 本年12月1日に施行予定の無免許運転の罰則強化等に関する改正道交法の周知を図っています。



【交通安全講習キャラバン隊による講習状況(11月10日米子市崎津公民館)】

### 3 その他

本キャンペーンの初日である11月8日(金)午後4時から警察本部庁舎前で出動式を実施しました。